岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 9 月

競争法



競争法に関する直近の動向

監修：弁護士　石川　哲平
執筆：弁護士　三上　夏輝
弁護士　玉田　修也

1　「独占禁止法に関する相談事例集（令和 7 年度）」の公表

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和 8 年 6 月 17 日、令和 7 年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集（令和 7 年度）」として公表しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260617/soushi_soudanjirei.html）。

公取委は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者の適切な事業活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関する個別の相談に対応し、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

⑴　グリーン社会の実現に向けた取組に関する相談の動向

今回の相談事例集には、社会的な関心が高いテーマとして「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談」が計 3 件（事業者の活動 2 件［事例 1、事例 2］、事業者団体の活動 1 件［事例 7］）含まれており、公取委はいずれの事例についても「独占禁止法上問題なし」と回答しています。

当該事例の概要は以下のとおりです。

事例 1（輸送用機械燃料の値引き実証プロジェクト）

© IWATA GODO 2026

輸送用機械製造販売業者が、グリーン社会の実現に有用な輸送用機械の普及を目的として、温室効果ガス削減に有効な燃料を販売する小売業者に対し、当該燃料の小売価格値引きの原資を提供して効果を検証する実証プロジェクトを実施する取組について、不当廉売（一般指定６項）及び拘束条件付取引（一般指定 12 項）に該当せず独占禁止法上問題となるものではないとされました。

事例２（再生農業の共同実証実験）

農産物を原料とする商品の製造販売業者約 10 社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として、共同して再生農業の実証実験を行うに当たり、外部機関を介してマッチングを行い、再生農業の実証実験や成果共有を共同で行う取組について、不当な取引制限（独占禁止法２条６項）に該当せず独占禁止法上問題となるものではないとされました。

事例７（新燃料普及に向けた共同生産等）

燃料の製造販売業者を会員とする団体が、温室効果ガスの排出量を大幅に削減するという新燃料の普及を目的として、新燃料の将来の導入拡大に向け、課題検証のための先行導入として共同生産等を実施する取組について、事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限（独占禁止法８条１号）に該当せず独占禁止法上問題となるものではないとされました。

⑵　グリーン社会の実現に向けた取組に関する独占禁止法の考え方

公取委が策定している「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green_gl.pdf）（以下「グリーンガイドライン」といいます。）では、グリーン社会の実現に向けた取組に関する独占禁止法上の一般的な判断枠組みが示されています。

グリーンガイドラインによれば、グリーン社会の実現に向けた取組は、多くの場合、競争制限効果をもたらさず、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、基本的に独占禁止法上問題とならないとされています。他方で、名目がグリーン社会の実現であっても、重要な競争手段である価格、数量等を制限するなど競争制限効果が生じる場合には、例外的に独占禁止法上問題となる場合があるとしています。

また、競争制限効果と競争促進効果の双方が見込まれる取組については、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、双方の効果を総合的に考慮して判断するとしています。

今回の相談事例集で公表された３件の事例も、発展段階の市場における検証であることや競争制限効果が限られている点などが考慮され、グリーンガイドラインの考え方に沿って判断されたものといえます。

© IWATA GODO 2026

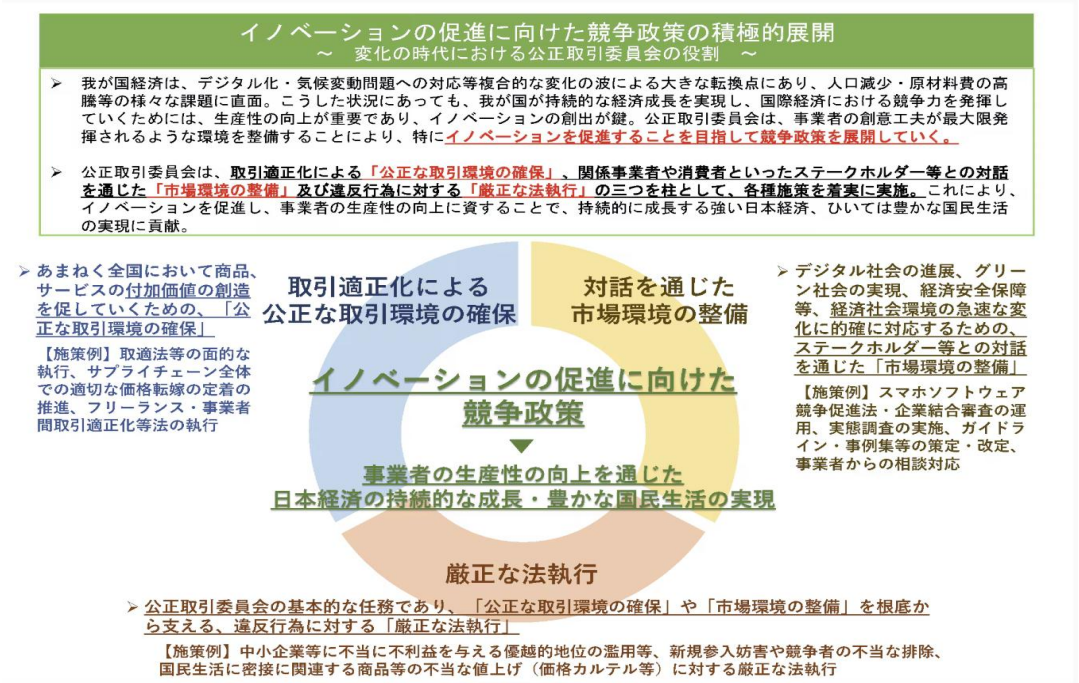
通常であれば独占禁止法上問題となる行為であっても、グリーン社会の実現に向けた取組であれば、独占禁止法上問題とならないと判断される場合もありますので、グリーン社会の実現に向けた共同の取組や実証プロジェクト等を検討するにあたっては、これらの公表事例やグリーンガイドラインの考え方が実務上参考となります。

2　企業結合ガイドラインの改定

令和８年７月 17 日、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改定案（以下単に「改定案」といいます。）に対する意見募集が実施されました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260717kiketsu.html）。今後意見募集の結果及び意見を踏まえた成案が公開されるものと見込まれます。

⑴　改正の経緯・概要

公取委は、令和８年１月 28 日、「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」と題して、持続的な経済成長を実現し、国際経済における競争力を発揮するためにはイノベーションを促進することが鍵となるとして、これを目指した競争政策を展開していく姿勢を示しました（https://www.jftc.go.jp/soshiki/profile/promotion_of_innovation/index.html）。



【出典：同上】

かかる点を踏まえ、本改定においては、①供給の安定性の改善・維持や環境性能の向上、投

© IWATA GODO 2026

資拡大・イノベーション促進による新商品の創出等について考慮することの明記、②輸入圧力や効率性（イノベーションの促進等）等について、長期間の市場を考慮することを明記するとともに、③最近の事例や諸外国のガイドラインの考え方等を踏まえたその他の追記が行われる予定です。

⑵　①供給の安定性の改善・維持や環境性能の向上、投資拡大・イノベーション促進による新商品の創出等について考慮することを明記

改定案第３の 1⑶「「競争を実質的に制限することとなる」の考え方」においては、競争を実質的に制限することとなるか否かの判断において、「支払条件、供給時期・物量・品揃え等の供給の安定性、温室効果ガス排出量等の環境性能、個人情報の保護等、需要者が商品を選択するに当たり重視する事項」を「その他各般の条件」として考慮することが明記され、また第４の 2⑺「効率性」において、グリーン社会の実現に向けた企業結合が温室効果ガス削減に貢献する新たな技術等のイノベーションを引き起こしたり、当事会社グループの効率性が向上することによりイノベーションが促進されたりすることによって競争促進効果が見込まれる場合は、その点を考慮することが明記されました。

⑶　②輸入圧力や効率性（イノベーションの促進等）等について長期間の市場を考慮することを明記

競争制限効果の有無の判断に当たっては輸入圧力が考慮されるところ（改定案第４の 2⑵）、輸入圧力の有無については、検討対象となる市場において、企業結合後に商品の価格が引き上げられた場合に、輸入の増加が一定の期間において生じるか否かを検討することにより判断されます。これまで一定の期間については、おおむね２年以内を目安としつつ、産業の特性により長短がある旨記載するにとどめていましたが、改定案においては、将来見込まれる市場構造の変化等によりその時点で輸入圧力が働く場合には当該将来時点での競争状況を踏まえて審査を行う旨を明記するとともに、前記⑵の効率性の検討においても「一定の期間」の経過後に競争促進効果が生じることが見込まれることを考慮する旨が明記されました。

⑷　③最近の事例や諸外国のガイドラインの考え方等を踏まえたその他の追記

以上の他、最近の事例や諸外国のガイドラインの考え方等を踏まえ、例えば以下のような点が追記されています。

- 隣接市場からの競争圧力の検討において、隣接市場の例として、対象となる市場と地理的に隣接する市場、対象となる商品と類似の効用等を有する商品の市場、対象となる商品を投入物とする完成品等と類似の効用等を有する商品の市場等が考えられる旨を追記（改定案第４の 2⑷）
- 当事会社グループと需要者との間に、対象となる商品以外の商品について当事会社グループにとって重要な取引関係が存在し、当該取引関係において需要者が対抗的な交渉力を有して

© IWATA GODO 2026

いる場合には、その点が、競争制限効果を阻害する要因となり得る旨を追記（改定案第４の２⑸④）

・ 当事会社グループによる問題解消措置の確実な履行が担保されているといえるためには、独立した第三者が問題解消措置の履行状況を監視する必要がある旨を追記（改定案第７の１）

© IWATA GODO 2026

【監修者】



石川哲平 （弁護士）
E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

【執筆者】



三上夏輝（弁護士）
E-mail: natsuki.mikami@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2025 年弁護士登録。 独占禁止法・取適法に関する法的助言のほか、不動産案件等、企業法務全般の業務を取り扱う。



玉田修也（弁護士）
E-mail: nobuya.tamada@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2026 年弁護士登録。ジェネラルコーポレートを中心に、クロスボーダー事案や、金融商品取引法、個人情報保護法、競争法に関する相談等、幅広く法律実務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号　丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所　広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。

© IWATA GODO 2026